

## 一事不再理に係る規定の「同一の事実及び同一の証拠」について「

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆一** 弁護士 **佐合 俊彦** 

知財高判平成26年3月13日 (平成25年(行ケ)第10226号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

本研究では、商標登録の無効審判請求において、商標法4条1項10号を根拠として商標登録を 無効とする旨の審決がなされたが、審決取消訴訟において、一事不再理に反するとして、審決が 取り消された裁判例を取り上げる。

## 第1. 事案の概要と判決の要旨

## 1. 事案の概要

原告は、欧文字の「KAMUI」の標準文字からなる商標を登録商標(以下「本件商標」という。)とする商標権者である。

## (1) 前審判

被告は、以前、本件商標は、商標法 4 条 1 項10号及び19号に該当すると主張して、無効審判(以下「前審判」という。)を請求したが、特許庁は、10号にも19号にも該当しないという理由で、請求不成立の審決(以下「前審決」という。)をし、同審決は確定した。